令和3年度第2回名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会 会議録

- 1 日時 令和3年5月25日(火)午前10時00分~午前11時40分
- 2 場所 名古屋市教育センター 6階 第2、3研修室
- 3 出席者 審議会委員 土屋 武志 会長

小松尚委員相原邑子委員柘植佑好委員髙橋功委員松山清美委員

森 義裕 委員

事務局 総務部長はじめ12名

その他 中部電力パワーグリッド株式会社2名

- 4 傍聴者数 10 名
- 5 議題
 - ・請願について(公開)
 - ・高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プランについて(公開)
 - その他(公開)

6 議事

No. 1

発言者	発言
事務局	それでは大変お待たせをいたしました。ただいまより、名古屋市子ど
	もいきいき学校づくり推進審議会を開催させていただきたいと存じま
	す。
	本日でございますけれども、全委員 10 名のうち、7 名の委員にご出席
	をいただいておりますので、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審
	議会条例第7条第2項によりまして、本会議が成立しておりますことを
	まずもってご報告をさせていただきます。
	初めに2点、ご案内を申し上げさせていただきます。1点目は、災害
	発生時の対応についてでございます。万が一災害が起きました場合の対
	応でございますけれども、今、ご入室をいただきました出入口の方から
	職員の指示に従って避難をしていただきますよう、よろしくお願いをい
	たします。
	それから2点目でございます。会議の公開についてでございます。
	本審議会は、名古屋市情報公開条例第 36 条の規定によりまして、公

	No. 2
発言者	発言
	開が原則となってございます。そのため、非公開情報を審議する場合な
	どを除きまして、公開させていただくこととなりますので、ご了承いた
	だきたいと存じます。なお、本日、傍聴者につきましては 10 名の方に傍
	聴いただいてございます。
	この場合、傍聴される方にお願いいたします。名古屋市子どもいきい
	き学校づくり推進審議会における会議の傍聴要項第4条により傍聴者は
	静粛を旨として、配布した資料「傍聴者の方へ」に記載のある、会議場
	における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しな
	いことや会場内では写真、ビデオ等の撮影、録音等は行わないこと等を
	遵守いただきますよう、よろしくお願いをいたします。
	それでは初めに、総務部長より一言ご挨拶を申し上げます。
	(あいさつ)
事務局	- それでは、まず本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。
于4分/ii)	これのでは、より不自の負担の他的をごとていただった。
	(資料確認)
	 会議に入る前に、委員に異動がありましたので、ご紹介させていた
	だきます。学校関係者として、植田北小学校の森義裕教諭に、新たに
	委員をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。森委員、
	簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか。
	(あいさつ)
	ありがとうございます。それでは、進行役を会長へお渡しいたしま
	す。会長、よろしくお願いいたします。
会長	次第1に入る前に、審議会あてに請願が3件ございました。また、
	審議に先立ちまして、請願者からの口頭陳述を行いたい旨の申し出が
	3 件ありましたので、会議の運営上、1 人につき 3 分以内で陳述を許
	一可したいと思いますが、いかがでしょうか。
★号 · □	田菜イン゙
委員一同	異議なし。 異議なし。
会長	│ それでは、1人3分以内での口頭陳述を許可します。1人目の方。
請願者	(口頭陳述)
会長	2人目、次の方。3分以内でお願いいたします。

	No. 3
発言者	発言
請願者	(口頭陳述)
会長	3人目、次の方。3分以内でお願いいたします。
請願者	(口頭陳述)
会長	それでは、請願の審査に入ります。まず、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	お手元に配布の通り、3件の請願がございます。 請願第3号、第4号、第5号いずれも、「審議会の運営に関する請願」となっており、高坂小学校・しまだ小学校の統廃合計画諮問案の審議の中止を求めるものでございます。 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例第2条において、当審議会は、「教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議する」とされております。私どもは、5月14日に高坂小学校のPTA役員の皆さまにお会いし、現在の状況をお知らせし、ご質問にもお答えしました。その際、しまだ小学校の敷地の液状化については専門家にご意見を伺い、本日の審議会で報告することをお伝えしました。請願の中には、事実と異なると思われる点や、私どもと請願された方の間で見解の異なる点もございますが、事務局として1点ご報告させていいただきます。参考資料として提出いただいた、保護者代表名の文書でございます。アンケート結果を通じ、保護者の皆さま方から、様々なご意見をいただきました。私どもは、このアンケートが実施された令和2年7月時点では、施設整備の方向性やスケジュールなどについてお伝えできておりませんでした。その後、いただいたご意見等も参考に個別プランを作成し、令和2年12月に諮問させていただいたところでございます。本日いただいた請願書でも、さまざまなご心配をいただいておりますが、私どもといたしましては、保護者・地域の皆さまに、丁寧な説明を心掛け、取り組んでまいりたいと考えております。説明は、以上でございます。
会長	説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。それでは、請願第3号、第4号及び第5号いずれも、会議の運営上の関係もありますことから、「ご意見として承

	No. 4
発言者	発言
	る」ということでいかがでしょうか。
委員一同	異議なし
会長	ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
	それでは、本日の審議に入ります。本日の審議は1件で、令和2年 12月の当審議会で事務局より諮問いただいた「高坂小学校としまだ小学校の統合に関する個別プラン」についてです。 前回の審議会で、しまだ小学校の敷地の安全性について、踏み込んだ確認を要するということでした。確認事項は、鉄塔と液状化、この2点が中心だったと思いますので、この2点についての確認ということになります。 まず、鉄塔についてです。
	しまだ小学校に隣接する鉄塔については、前回の審議を受けて、事務局を通じて鉄塔の管理者である中部電力パワーグリッド株式会社様とお話しをさせていただき、本日の会議で中部電力様の方からご説明をいただけることになりました。 この場合、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会運営要綱第6条に基づいて委員の皆さまにお諮りいたします。本日の会議で、中部電力パワーグリッド株式会社のご担当者様の出席をいただき、直接ご説明をいただくことしたいと思いますが、この件についてご異議
委員一同	ありませんでしょうか。 異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、これから中部電力パワーグリッド 株式会社のご担当者様に、ご入室いただきます。
	(中部電力パワーグリッド株式会社様 入室)
会長	それでは、準備ができたところで、中部電力パワーグリッド株式会社 様よりご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
中部電力パワーグリッド	(説明)
会長	中部電力パワーグリッド株式会社様からのご説明がありましたけれ ども、安全確認をというこの審議会の中での問題提起を受けて、ご説明 をいただいたのですが、何かご質問やご意見はございますか。中部電力

 発言者	NO. 5 発 言
7-6-6	様に対する質問があれば。
委員	いろいろとご説明をいただきまして、ありがとうございます。ただ、一般論としては、そういうことになるのかなと思いますが、ここの審議会で今問題になっておりますのは、ここの 25 番の鉄塔ということでございます。ですから、そのデータ等々もお示しいただきたいと思います。
会長	お答えできる範囲で可能ですか。25 番の鉄塔の構造ということですが、もう少しどういう点を説明すればよいでしょうか。
委員	40メートルで設計されていると言われておりますが、今回は一般論ではなく、25番の鉄塔について議論しています。この鉄塔は、このような設計書によって作られています。その後、保守点検が行われていると思いますが、その保守点検結果等を具体的に示していただきたいと思います。まずはそれが一点。
会長	いかがでしょうか。25番の鉄塔そのものはどうかということですが。
中部電力パワーグリッド	今のご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。今回の当該の鉄塔の25号の鉄塔に関してですが、これは他の鉄塔と比べ特殊な設計をしているのかということではなく、法に基づいた設計基準により設計をしております。先ほども説明させていただきました通り10分間平均の40メートル毎秒の風に対して持ちこたえるという形の設計をさせていただいているというところは25号の鉄塔でもそうですし、他の鉄塔でもそうだということになります。25号鉄塔で特別なことはあるかということですが、申し訳ございませんが、法に基づいた設計になっており、他の鉄塔と変わりはないということです。それから、日常の保守点検に関して、どのようなことを具体的にやっているのかということのご質問をいただきましたが、紙面の方に記載させていただいております参考というところにありますように、巡視の頻度、それから鉄塔へ昇る細密な点検、地上の点検の頻度は直近のものは記載しております。また、現状、設備の異常はございません。
会長	よろしいでしょうか。
委員	これは多分、平行線になるだろうと思いますが、具体的にはそれぞれの鉄塔を検査されたというデータは残っていると思います。それから、この鉄塔の図面も残っていると思います。今回は、あくまでこの鉄塔についてということですので、私はもう少しはっきりしていただきたいと思います。

3 % <u>→</u> + Y.	No. 6
発言者	発言
	それと、質問を変えます。まず、この鉄塔は何年に建設されたのでしょうか。
中部電力パワーグリッド	1965 年です。
委員	1965年というお話ですが、鉄塔の周囲の土の状況というのはその当時からの形ですか。
中部電力パワーグリッド	鉄塔を 1965 年に建てた時、一面は山という状態でありました。
委員	ですよね。
中部電力パワーグリッド	はい。その後、小学校の建設があったと思います。
委員	その時に、土地がああいう形状に変わっているはずです。
中部電力パワーグリッド	そうです。そのタイミングで今の形状になったと思われます。
委員	そうすると、元の時は確かにそれで設計されているけど、あの土地になっても、それで設計されたと言えますか。
中部電力パワーグリッド	現況の状態で確認しております。
委員	それについて、はっきりした証拠を出して欲しいと思います。ああいう形になっても、問題ありませんという根拠は当然出していただきたい。土の形状が変わっている訳ですから、土圧など、変わっているはずです。あの形になっても、大丈夫だっていう検証はされていらっしゃると思います。 あの土留めはどちらがやったんですか。中部電力さんがやられたのか、他の業者がやられたのか、どちらですか。
中部電力パワーグリッド	今のご質問についてですが、土留めなど当社の方で施工した記録は残っておりません。これに関しては、鉄塔の安定した地盤確保というところで、基礎が安定した状態で健全な状態であり続けるための土量が現状で確保されている状態であります。この状況が現地でも確認されており

発言者 発 言 ますので、当時のいきさつは明確ではないのですが、我々の方から施工 会社様の方へ、こういう形で土量を確保して欲しいというふうに要望さ せていただいた結果、今があると認識しております。 委員 要望はされているとのことですが、その確証はとっておられますか。 中部電力パワ 法律に基づいた基準がありまして、必要な土量は確保されておりま ーグリッド す。 法面に関しても、われわれ維持管理をしておりまして、そこに関して も異常はないということです。現状で法面も健全であることから、鉄塔 に関して問題はないと判断しております。 委員 鉄塔が建つ前には、学校がないわけですから、学校を作る際に山を削 って校舎を建てているわけでしょ。学校の隣が山だった訳なので、学校 を建てるときに鉄塔が危なければ、問題が出ていたと思います。だから、 鉄塔は前がどうだったとか、そんなことではなくて、とりあえず鉄塔が 建っていました。その後、それを承知で学校を建てているわけですよね。 だから鉄塔が危険であれば、そこに学校を建てるわけないと思います。 だから、後からどうこう言われても、と思うのですが。鉄塔が建ってい て、後から学校の校舎を建てる。校舎を建てる前に鉄塔が建っていたわ けなので、当然鉄塔の危険があったのなら、少し距離をとって校舎を建 てていたと思うわけです。 会長 今回中電さんの説明を整理すると、法令にのっとった点検整備はきち んとしていて、設計上もそれに対して問題はないということ。それは他 の鉄塔も等しくということですね。あの場所についても特殊事例は認め てないので、通常の鉄塔と同じ対策をしているというところですね。特 殊地形ではないと。 法面の件についても、後で法面を造るときに、中部電力さんも確認さ れているということです。他の点も含めてそこに問題があったという記 録もないし、現状でも特に問題は認められない。その部分の安全性は担 保されているという認識のもと、現状ではヘリコプターの巡視や鉄塔に 昇る調査、地上外観点検等を進め、塗装の塗り替えとかがいしの交換を 定期的に実施しているという点での保守点検の確認をしていただいた というところでございます。 中身の補足的に、事務局から何かありますか。いかがでしょうか。 設備更新も、個別の鉄塔というか、25号の鉄塔については、2010年に 防錆、2021年3月に電線とがいしは交換しているというところで、点検

や管理をされているという説明ということで。いかがでしょうか。

	No. 8
発言者	発言
委員	一般論としては会長のおっしゃる通りだと思いますが、特に土留めについては、この鉄塔独自の問題ですので、立証できる資料を示していただきたい。今回の問題は一般論というより 25 番の鉄塔の議論だと思いますので、一般論にすり替えて論議はしたくないと思います。
会長	いかがでしょうか。
委員	今の日本の法令の中で、鉄塔をどう設計するかという基準に照らし合わせると、この 25 号の鉄塔は、基準をすべてクリアしているということを説明されたので、そういう意味では一般論ではなかったと思います。ただ、委員が心配されているような、例えば基礎の部分の話、特に土留めや土量の話は今回なかったので、ただ、それは中部電力さんの立場からすると、後で行われたことになるので、それについてはもう一度確認が必要だと思いますが、ここでは、特に 2019 年 9 月の鉄塔の倒壊に基づいて、どのように国が対応していて、その基準に対してこの鉄塔がどのような位置づけであるのかといった評価はされているので、そういう意味では一般論ではないと思います。
委員	単に法はこうなっていて基準は満たしているから大丈夫だという話ではないと、私は思います。
委員	そうすると、法はクリアしているけれども、もっとそれ以上の対応をすべきではないかということですか。
委員	この鉄塔を問題にしているわけですので、この鉄塔についての個別の 議論をすべきであると思います。
委員	つまり、法令で基準を定めているわけですが、単純に法令をクリアしているという程度ではだめだということですか。
委員	この鉄塔が危険かどうかということが問題だと思いますので、この鉄 塔について、個別の議論をすべきです。
委員	今言ったように、先に鉄塔が建てられて、その後、学校ができたとい うことなので、鉄塔の基礎がどうなっているかということではないです か。
委員	法的にはこのご説明の通りだと思いますが、この鉄塔はこうなっていると立証をしていただきたい。

No. 9
発言
この鉄塔について、さらにプラスアルファの基準を設けて、それをクリアさせないといけないという、そういうお考えだということですか。
この鉄塔について、この鉄塔はこうだから安全だ、という立証が欲しいです。
例えば、10 分間平均で風速 40m というこの基準を、もっと上げるということですか。
いえ、その基準は基準なのだからしょうがないと思います。それはそ うなのですが、この鉄塔について、こういう設計でこうなっているから 大丈夫、と言ってもらいたいということではないでしょうか。
そういうことです。
設計のプロセスそのものを見せてほしいということですか。
どのような設計でこの鉄塔が建てられて、その後で学校が建って、今 の状況はこうなっているという立証です。
結果として基準をクリアしているということだけではなくて、構造設計の考え方や計算結果といったものも、すべて提出して説明してほしいということですか。
今回の問題は鉄塔の一般論ではなく、この鉄塔が安全かという論議な ので、それを立証する資料を示していただきたいと思います。
現状のご説明はいただいたと思いますが、構造の瑕疵まで検討するということが、当審議会の範疇かどうかということになると思います。今までは問題が無かった中でしまだ小学校が運営されているのに、鉄塔の危険性について、そこが危険だという判断をする権限がないというか、今の私たちには判断できかねると思います。 現在のしまだ小学校は安全という前提の中で、確認すべき事項が鉄塔や液状化といった問題であるということで、現在確認しているのですが、今のご意見は、すべての資料を構造から知りたいということになると思います。しかし、当審議会でそれをどう判断するのかということになると、私としては難しいと思っています。今日、ここで答申を出すということではないので、法面のことなど確認が必要なこともあると思いますが、今日は鉄塔の安全性についてのご説明をいただいるということだと思います。

発言者	発 言
委員	中部電力さんから説明があったように、どの塔も一緒っていうことなのでしょうか。
中部電力パワーグリッド	そうです。25 号の鉄塔が特別な設計されているものではなく、同じ考え方のもとで設計されていますので、一般論という言い方に聞こえてしまうかもしれませんが、一般論ではございません。25 号を含めた全ての鉄塔に対しての考え方ということを述べさせていただきました。
会長	それで先ほどの説明では、台風、風水害に対する改正された省令には対応しているというご説明でしたね。 25 号と同じような鉄塔は各所にあると思いますが、しまだ小学校の敷地に隣接しているっていうことで、今回確認をさせていただいているわけです。今していだいたご説明で、今日この場で資料等の確認ができない部分もあると思いますが、中部電力さんとして資料をご提供いただくことが大丈夫だったとしても、それを誰が判断するのかという問題になります。それを我々に判断するように言われても、この審議会が何の会議なのかっていうことになってしまいます。
委員	この鉄塔は、土留め等々が変わっていますので、他の鉄塔と一緒だというのはちょっと乱暴だと思います。皆さんからも指摘されているわけですので、この鉄塔が安全だということを立証していただきたいと思います。そうしないと請願されてらっしゃる方に対しても、説明がつかないと私は思います。
会長	えっとそれではですね。今の観点も踏まえてどうでしょう。
委員	安全をというのは本当に何より大事なことなので、ごもっともだとは 思うのですが、そういう設計図を見ても、安全かどうかという判断は、 私たちは専門家ではないので、分かりません。今、実際のしまだ小学校 では、学校教育を行っているわけなので、もし、本当に危険だったのな ら、なんらかの対策をしなくてはいけないですし、今ここで安全かどう かっていう結論は難しいと思います。 安全かどうかというのは大事なことではありますので、それは専門家 の方でよくその辺を詰めて頂いて、もし安全ではないようなことがある のでしたら、何らかの対策をとって放置してはいけない状況になると思 います。ただ、この審議会はもっと他に幅広く審議していくことがある のではないかなと思いました。
会長	一応、関連する法令は、準拠されているのが大前提であり、それを疑

発言者 発 言 い始めると法も信じないことになってしまいますが、審議会としてそれ は避けたいと思っています。 ただ、現状もう少し確認するという点での、安全管理の確認を、事務 局にはもう一回、丁寧にやっていただくという点で、同じことになるか もしれませんが、特に土留めの問題など、中部電力さんはそれを踏まえ て、今日はご説明されていると思いますので、またそこを事務局の方で、 もう一回確認していただくと言うところで、よろしいでしょうか。今日 のご説明と変わらないとは思いますが。もしかしたら今回と同じになる 可能性はあるのですが、現在の状況でというところになりますと。 委員 大きくは地盤の問題だと思います。一番大きな点は、地盤がどのよう に影響があるのかないか、ということを確認したいということだと思い ます。 委員 建てた当時と大きく変わっていると思われますので、一般論ではない と思います。 会長 分かりました。そこの部分だけもう一度だけ、確認させていただくよ うにお願いしたほうがいいと思います。立地条件として、山だったとこ ろが今の形に変わったところで、安全であるということに、心配がある という点が、課題となっているので、今の状況でも安全であるという説 明をしてほしい、ということになると思います。 中部電力パワ 今のご質問に対して、またお叱りを受けるかもしれませんが、法律に ーグリッド 基づいてというところには変わりはないのですが、個別の鉄塔、今回は 25 号という鉄塔に対して、当然ながら斜面の勾配というものも、確認さ せていただいております。地盤の高さが約 11m、長さも約 21mという 形になっておりまして、勾配の方も、約27度という形になっておりま す。こういった法面形状を確認しながら、鉄塔の土量は必要な土量が確 保されているということでございます。先ほどの省令の電気設備の技術 基準の解釈というものの第60条に対する計算式に基づいて、土量は確 保されています。 当然ですが、当該地の斜面勾配も確認させていただき、建設当時もも ちろんやっているのですが、現状の地盤が変わった状態で土量が確保さ れているということを、もう一度再評価をさせていただいて、現状に至 っています。 それから、斜面の勾配は、我々が守る法律の中に、電気設備だけでな く、宅地造成とかという一般の人と同じ法律も守らなければなりません ので、そういった法律にも準拠していることも確認させていただいてお り、こちらも法律で決められた内容と現地の状況とを比較させていただ

	No. 12
発言者	発言
	いて、安全であると判断させていただいております。
会長	踏み込んで説明していただきましたけれど、土量についても法令上の 計算を適用したうえでの判断だという説明だったと思います。
委員	今のお話は分かりましたので、それを具体的にご説明いただくわけに はいきませんでしょうか。
会長	たぶん、今のご説明を書面で見たいということだと思いますが。 先ほどおっしゃっていただいたように、ここで詳しく構造の説明をしていただいても、法令は守られているということを判断するのは、我々には難しい部分もありますので、法令上の基準を満たしているという説明について、今、ご説明いただいた角度とかの法令の根拠を示して頂くということで、事務局どうでしょうか。 私も含めて、委員にも改めて見ていただきながら、宿題になりますけれども確認作業をさせていただくという形で、今日は進めさせていただければと思いますけれども。
事務局	相談させていただきます。
会長	先ほど、口頭で言っていただいたことなどを確認できるような資料等 のご準備ができますでしょうか。中部電力さんいかがですか。
中部電力パワーグリッド	計算書みたいなものになると思いますが、よろしいでしょうか。
会長	計算書というよりは、現状で把握できる範囲での土量の確認というようなものかな、と思います。先ほども土量が大丈夫ですと言われたように思いますので。
中部電力パワーグリッド	おっしゃるとおりだと思うのですが、正直申し上げますと、どうお話しさせていただくとご理解いただけるのか、分からなくなってきております。どのように提示をさせていただければいいのか、事務局さんとお話をするとしても、ご納得いただくご回答ができかねるかな、というのが正直な本音になります。申し訳ありません。
事務局	今、中部電力パワーグリッド様からのお話がございましたが、私はこれまでの委員のご発言をお聞きしまして、まさに今、口頭でご説明いただいたもの、専門家ではないので、それを我々が見て技術的に確認できるものかどうかは分からないのですが、これを確認しておきたいという

発言者	発 言
	のが、ご発言のご主旨かと思います。ですので、まさに口頭でお話しい ただいたことを、資料にまとめていただくということは難しいでしょう か。
中部電力パワーグリッド	計算式を日本語で表現する、ということでしょうか。
事務局	そうです。日本語で。 箇条書きでもよいですし、資料としては、それが一つの形ではないか と素人ながらに思いましたが、いかがでしょうか。
会長	市役所の部署でも、建築とか土木の部署があると思いますので、そちらの技師さんにも一緒に確認してもらえれば、たぶんその問題は解決できるような気がします。口頭で説明いただいた内容が、聞いていてなるほどと私は思いました。大丈夫なんだなというふうに。事務局がいうように、箇条書きでもいいかなと思います。
中部電力パワーグリッド	いただいた内容を文章にすることができるのか、ちょっと悩んでおります。具体的な資料というか設計書をお出しするのは難しい部分もあると懸念しておりますので、それでご理解が得られるのかというところを悩んでおります。
会長	市の機関ではなく、民間企業として出せる範囲でのご説明をしていただいているという状況の中で、こちらもかなり無理を言っている部分もあるのですが、きちんと公開できる情報はお願いしたいという所で、先程、ご説明いただいた内容をまとめていただくという形であれば、事務局の方で確認をとって進められないかと思ったのですが。今、確認する時間ちょっと取れないので、事務局の方で確認をとって進めていただくという事でいかがですかね。 今日のご説明で伝わったと思いますが、その根拠となる数字がたくさん出てくるということについては、この審議会でする議論とはちょっと違うのかなと思いますので、それについては事務局の方で専門家を含めて確認を取ってもらえればと思います。
事務局	もう少し具体的に、皆さんが疑問を持っていることをこの場で明確に していただけると、私どももそれを踏まえて話が出来やすいのかなと思 っております。もう一度ご発言していただけないでしょうか。
委員	地盤の形状として、従前はこうなっていたが、現状はこういう形になっているという説明をしていただく訳にはいかないでしょうか。

発言者	発 言
中部電力パワーグリッド	地盤の状態ということでしょうか。
委員	設計当時の図面はないのですか。法的に調査権があるわけではないのですが、立証する資料は、今回ご提出いただけると思っていました。
会長	ただ、今の委員のご発言も重要な点だと思いますので、事務局の方で委員とももう少し詰めていただいて、私どもも含めて確認を取りながら、進めさせていただければと思いますので、今日はここから先にいっても同じことの繰り返しになると思いますので、一旦、ここは引き取らせていただいて、確認としては法令に基づいてしっかり安全管理はされているとご説明は承ったと、それ以上に問題があるかどうかという点については、この審議会で判断をしにくいというところで、この点については、一旦、止めさせていただきたいと思います。中部電力パワーグリッド様につきましては、お忙しいところ、当審議会にお越しいただいてご説明いただき、また資料もご用意していただきました。急遽ではありましたが、ありがとうございました。中部電力パワーグリッド様につきましては、これでご退席されます。
	(中部電力パワーグリッド株式会社様 退室) それでは、次に液状化について確認したいと思います。
	事務局で関係機関に確認していただいておりますので、事務局からご説明いただきます。
事務局	しまだ小学校の敷地内に、液状化の可能性のある箇所があることについて、名古屋大学減災連携研究センターに出向きまして、ご意見をいただいてまいりましたので、その結果をご報告します。 統合に伴う校舎整備についてご相談しましたところ、液状化対策がしっかり行われれば問題ない、地盤によって液状化対策ができないことはない、とのご意見をいただきました。 また、対策として例えば、砂地盤より深く固い地盤、いわゆる支持層に届く杭を打つことで、建造物を強化する方法があり、この方法を採用すれば、万が一、液状化が発生したとしても建造物を杭で支えることができるため、建物本体には大きな被害は出ない。とのご意見をいただきました。 教育委員会としましては、いただいたご助言を踏まえ、液状化対策を実施し、安心安全な学校施設としてまいります。 説明は以上でございます。

	No. 15
発言者	発言
会長	確認ですが、名古屋大学の減災連携研究センターに出向かれたという ことですが、ここにご助言をいただいた根拠というのは、どういったこ とだったのでしょうか。
事務局	こちら、災害の専門家ですが、地盤工学の専門の先生がいらっしゃるということで、減災連携研究センターとは市とも様々な関わりをもたせていただいており、そうした部署を通じてご紹介をいただき、お話をおきしてまいりました。
会長	委員の皆さん、ご質問やご意見などいかがでしょうか。
委員	杭支持というのは、ある一定規模の建築になると思います。今はまだ どれくらいの規模になるかは決まってないと思いますが、名古屋市の学 校建築の基準で、現時点で想定される規模の場合、杭支持が前提になっ てくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。まずその点につ いて教えてください。液状化云々は関係なく。
会長	一般的な話だと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	今、委員がおっしゃられたように、一般的な学校の校舎の場合、鉄筋コンクリート造の3階建てということで、マンションなどとも同様かと思います。建物の重量が重いことから、液状化の有無に関係なく支持層まで杭を届ける、杭基礎という工法を採用するのが一般的であると考えています。
委員	そうですよね。それはある意味、耐震対策としても行うのだと思います。一方で、液状化は支持層までの間の地層で起きる。その影響はどのようにみているのかっていうことを教えてもらえますか。
事務局	一般的には 20mより浅い部分の地層で液状化は起きると考えられますので、液状化が起きる地域につきましては、その層の土が抜けて杭の摩擦が見込めなくなるため、例えば杭の径を太くするとか、杭の本数を増やすといった形での対応が一般的であると私は認識しています。
委員	それで建物の中にいる人には大きな被害が無いということだと思いますし、それが今できる工法だと思うのですが、一方で液状化すると、学校の継続性という意味で言うと、いろいろ問題が起きると思います。 それについてはどのように考えているのですか。もしくは、どのような対応を行うのですか。

	No. 16
発言者	発言
事務局	対応ということでいきますと、大きく2つになると思います。ひとつは液状化が起こった場合でも、建物が安全といいますか、健全な状況で使えるということ。もうひとつは、その地盤自体の液状化の発生を地盤改良などの工法で止めてしまうといった選択もあると思います。 申し訳ありませんが、現時点でどの工法を選択するのか、判断できる
会長	段階ではありませんので、工法の選択といった部分はなかなか答えにくいのが現状です。 つまり、工法はまだ決定段階ではないということで、いろんな工法が
事務局	考えられるということでしょうか。ケースバイケースということ。 以前にもお話させていただいているかもしれませんが、建物の計画規模だとか配置といった部分が決まっていませんので、詳細な地盤調査ができていないことから、今の段階ではどこまでいっても推定的なものの言い方になってしまいます。
委員	今、共用できる情報はハザードマップしかないので、あれでどうやって判断できるのかということが、私自身は非常に疑問に思っています。 今の話はそれこそ一般的な話なので、もう少し調査が必要なのではないでしょうか。
会長	その点はどうですか。 議論が進まないと調査が進まない、調査が進まないと話が進まないと いう状況になってしまっていますが。
事務局	一般論ではありますが、事務局から説明させていただきます。学校を通常整備する際にどのような液状化対策をするかということなのですが、災害時に避難所となることから、トイレだとか水回りについて、十分確保できるようにということで進めております。 埋設給排水、いわゆる地面に埋まっております水道管や排水管が、地面の液状化による不陸などで水が流れないということになってはいけないということで、建物については先ほどお話させていただいた杭を打つなどという方法で対策できるのですが、地面につきましては、たとえ液状化したとしても水が確保できるように埋設給排水管の耐震対策を進めております。 あとは個別の話として、このしまだ小学校を整備する場合に、どこまでの対応なせるのかといる判断はままえた思いませるの。いるとなご意見
	での対応をするのかという判断もあると思いますので、いろんなご意見 をお聞きしながら、どういった対策をしていくのかというところについ て検討させていただくことになると思います。

発言者	No. 17 発 言
会長	いかがでしょうか。
事務局	今、いろいろご質問いただきました。ご心配もいただいておりますが、 先にお話申し上げましたように、専門の先生から貴重な時間をいただい てご意見をいただきました。今、ご説明しましたように、そういった状 況を踏まえて、当然、対策はしっかりしていくということは改めてお話 をさせていただきます。 対策そのものが全く不可能ではない、不可能だということは全くない というお言葉をいただいたのは、これは事実です。私どもは事務屋でご ざいますので、そういう専門家のご意見をいただいたのは心強く思って おりまして、改めてその前提で建設するという部署にも、耐震あるいは 液状化対策もしっかりやっていくということは、連絡調整して進めてま いりたい、それは確認しておりますので、ぜひそういう形で進めさせて いただき、ご心配のないような形にしていきたいというふうに思ってお ります。
会長	よろしいでしょうか。今、事務局の方からの説明が補足されましたが、保護者や児童の皆さんが安心して通学できる学校施設となるような対策をするというのは、この審議会でも一番ポイントにしている部分でありますので、その点については必ず進めていくという確認だったと思います。安心安全な学校施設を作っていくということについて、現時点、今日のこの会議ではかなり深く突っ込んだご説明もいただきましたし、ご質疑やご回答もいただいたと思います。 さらに確認が残った部分もあったとは思いますが、今後審議会としてひとつの答申をまとめていくということになります。次回とか、その次とかに、こういう案でどうでしょうかという提案をさせていただこうと思います。皆さんや事務局とも確認を取りながら、お知恵をいたださ場面も出てくるかと思いますので、改めて相談させていただきます。答申案については、これまでの港区の例がひとつの雛形になると思いますので、私と事務局とで作っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。その時は、各委員のお知恵を借りながら、また確認をいただきながら進めたいと思っていますので、まずは答申案を作成してお示ししたいと思います。 以上で、天白の審議は終わりたいと思います。 ありがとうございました。 次に、その他ですが、事務局から報告があると聞いておりますので、ご説明いただきたいと思います。
事務局	(説明)

	IN 0 . 18
発言者	発言
会長	ただいま事務局より報告がありましたが、いかがでしょうか。次回、 諮問ということになるので、今日は状況の報告ということですが、何か 今の段階でありますでしょうか。 私から1点確認ですが、審議会は個別プラン等について審議するとい うことになっています。この取り組みが3つ目ということで、諮問の際 にはナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画に沿って審議されるという ことになりますので、地理的条件とか安全性とか、あるいは地域の状況 を踏まえた個別プランとして、今日の資料よりも詳しいものが提出いた だけるということでよかったですか。
事務局	はい。諮問の際には資料を整えてご提出しますので、よろしくお願い いたします。
会長	今日の別紙1は現状のご説明ということで、個別プランについては、 次回、諮問という形でご提出いただくということなので、詳しくはその 際によろしくお願いいたします。その他、特に報告事項についてありま せんか。 特にないようですので、以上を持ちまして、名古屋市子どもいきいき 学校づくり推進審議会を終了いたします。皆様ありがとうございまし た。